

千葉労働局発表  
平成 27 年 10 月 2 日

【照会先】

千葉労働局職業安定部

職業対策課長 熱田家喜

職業対策課長補佐 石毛宗一

地方障害者雇用担当官 山田匡彦

電話 043-221-4391(代表)

043-221-4392(直通)

報道関係者 各位

— 障害者雇用促進就職面接会の開催 —

障害者の雇用・就労について理解と関心が高まる中、多くの障害者が社会で活躍されています。昨年度、千葉県内のハローワークを通じた障害者の就職件数は、2,784 件で 5 年連続して過去最高を更新いたしました。また、平成 26 年 6 月 1 日現在における県内の民間企業における障害者の雇用者数は 8,584 人と同じく 11 年連続して過去最高を更新しています。

このように、最近の障害者雇用の状況については着実に進展をしているところですが、県内の民間企業の実雇用率は 1.77% と依然として法定雇用率の 2.0% を下回っており、また、法定雇用率を達成している企業の割合は 47.5% と全体の半数に満たない状況が続いております。

こうした状況を踏まえ、千葉労働局・ハローワークでは、一人でも多くの障害者が就職し、職業的自立へとつながるよう、障害者を対象とした就職面接会を別添のとおり開催いたします。

10 月 8 日（木）の市川会場・船橋会場を皮切りに、自治体等の協力を得て県内 8 会場において開催いたしますので、たくさんの求人者、求職者の方のご参加をお待ちしております。

なお、就職面接会等に関するお問合せは、各会場の主催ハローワーク（又は最寄りのハローワーク）までお願いいたします。



(写真：昨年 10 月 16 日開催の、「障害者雇用促進就職面接会」於千葉ポートアリーナ)

# 障害者雇用促進就職面接会のお知らせ

千葉労働局職業安定部職業対策課

- ◎ 千葉労働局・ハローワークでは、障害のある方々の就職を支援するため、県内8箇所で開催する障害者雇用促進就職面接会を開催します。
- ◎ 障害のある方にとっては多くの企業と面接することができるのと同時に、企業の担当者の方から直接仕事の内容や職場の環境などを聞くことができます。(当日の参加申込みも可能ですが、大変混雑が予想されますので、事前のお申込みをお勧めします。)
- ◎ 採用を検討されている企業の方にとっても、多くの就職意欲のある方と面接ができますので是非このチャンスを活かしてください。

イベント名/日時	場 所	問い合わせ先
いちかわ障害者就職面接会 平成27年10月8日(木) 13時～16時	市川グランドホテル (市川市市川1-3-18)	ハローワーク市川 047(370)8609
平成27年度 障害者雇用促進合同面接会 平成27年10月8日(木) 13時～16時	船橋市役所 11階大会議室 (船橋市湊町2-10-25)	ハローワーク船橋 047(431)8287 求人者 31# 求職者 41#
障害者雇用促進就職面接会 平成27年10月16日(金) 13時～15時30分	千葉県福祉ふれあいプラザ [けやきプラザ内] (我孫子市本町3-1-2)	ハローワーク松戸 047(367)8609 求人者 31# 求職者 46#
第15回 障害者雇用促進就職面接会 平成27年10月23日(金) 13時～16時	千葉ポートアリーナ[メインアリーナ] (千葉市中央区問屋町1-20)	ハローワーク千葉 043(242)1181 求人者 31# 求職者 43# ハローワーク千葉南 043(300)8609 ハローワーク茂原 0475(25)8609 ハローワーク成田 0476(27)8609
障害者ふれあい面接会 平成27年10月30日(金) 13時30分～16時	銚子市保健福祉センター [すこやかなまなびの城] (銚子市若宮町4-8)	ハローワーク銚子 0479(22)7406 ハローワーク佐原 0478(55)1132
平成27年度 障害者就職面接会 平成27年12月上旬(予定) 日時未定	会場未定	ハローワーク木更津 0438(25)8609
障がい者就職促進面接会 平成28年2月 日時未定	市原市勤労会館 (市原市更科5-1-18)	ハローワーク千葉南 043(300)8609
障害者就職促進面接会 平成28年2月 日時未定	会場未定	ハローワーク成田 0476(27)8609

※1 参加を希望される企業の方は、求人票の提出が必要となりますので、詳しくは、各ハローワークにお問い合わせください。(各会場ごとに受付締め切り日が設定されております。)

※2 参加をされる障害のある方は、管轄のハローワークでのお申込みをお願いします。

## 障害者雇用促進就職面接会実施状況

開催年度	参加企業数 (社)	求人数(人)	求職者数	採用者数	開催方法
平成14年度	178	600	813	94	千葉、市川、銚子・佐原、館山、松戸、船橋(計6ブロック)
平成15年度	209	805	897	125	千葉、市川・船橋、銚子・佐原、松戸(計4ブロック)
平成16年度	213	742	883	123	〃
平成17年度	213	711	888	127	千葉、市川、銚子、松戸、船橋(計5ブロック)
平成18年度	212	628	921	123	〃
平成19年度	190	639	838	104	〃
平成20年度	200	699	877	98	千葉、市川、銚子、木更津、松戸、船橋(計6ブロック)
平成21年度	177	569	1,143	108	千葉、銚子、木更津、松戸、船橋(計5ブロック)
平成22年度	179	590	1,129	103	〃
平成23年度	177	575	1,100	96	〃
平成24年度	182	526	1,089	114	千葉、市川、銚子、木更津、松戸、船橋(計6ブロック)
平成25年度	215	700	987	120	千葉、市川、銚子、木更津、松戸、船橋、千葉南(計7ブロック)
平成26年度	207	696	1,050	151	千葉、市川、銚子、木更津、松戸、船橋、成田、千葉南(計8ブロック)

# 障害者の年度別職業紹介状況

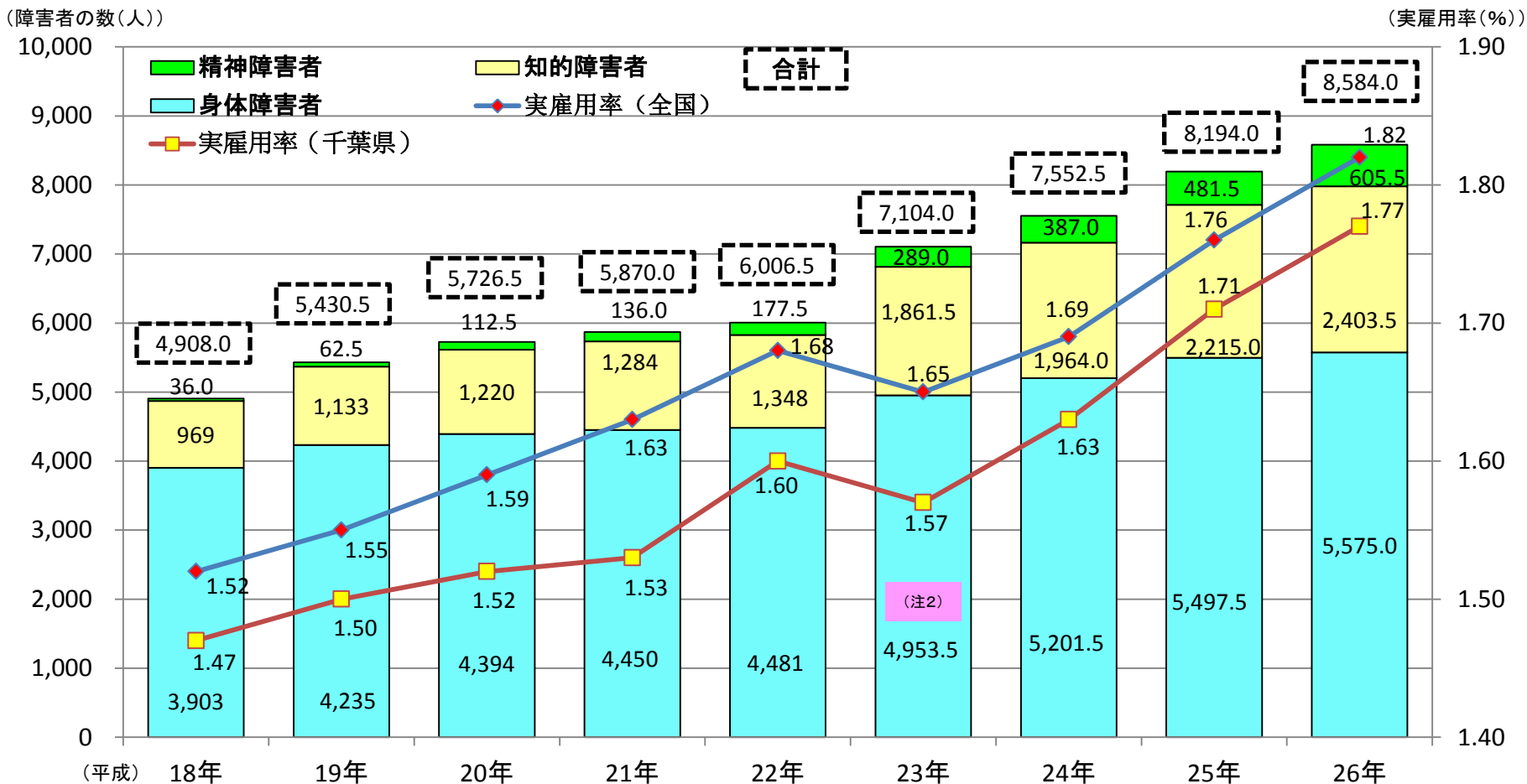
- 平成26年度のハローワーク通じた障害者の就職件数は、平成25年度の2,572件(全国77,883件)を大きく上回り、過去最高の2,784件(全国84,602件)で、前年度比8.2%増(全国8.6%増)となっている。
- 障害者別の就職件数では、精神障害者の件数が初めて1,000件を超えた。(全国でも精神障害者の就職件数が大幅に増加し、身体障害者の就職件数を大きく上回った。)

	新規求職申込件数					就 職 件 数					就職率
	計	区 分				計	区 分				
		身体	知的	精神	その他		身体	知的	精神	その他	
20年度	4,645 119,765	2,471 65,207	998 24,381	1,137 28,483	39 1,694	1,350 44,463	659 22,623	426 11,889	257 9,456	8 495	29.1 37.1
21年度	4,838 125,888	2,415 65,142	979 25,034	1,404 33,277	40 2,435	1,373 45,257	644 22,172	413 11,440	302 10,929	14 716	28.4 36.0
22年度	5,029 132,734	2,362 64,098	980 25,815	1,628 39,649	59 3,172	1,623 52,931	692 24,241	439 13,164	481 14,555	11 971	32.3 39.9
23年度	5,936 148,358	2,448 67,379	1,233 27,748	2,151 48,777	104 4,454	1,922 59,367	699 24,864	574 14,327	629 18,845	20 1,331	32.4 40.0
24年度	6,660 161,941	2,526 68,798	1,375 30,224	2,566 57,353	193 5,566	2,218 68,321	767 26,573	604 16,030	797 23,861	50 1,857	33.3 42.2
25年度	7,011 169,522	2,605 66,684	1,370 30,998	2,792 64,934	244 6,906	2,572 77,883	838 28,307	712 17,649	951 29,404	71 2,523	36.7 45.9
26年度	7,222 179,222	2,291 65,265	1,458 32,313	3,162 73,482	311 8,162	2,784 84,602	890 28,175	736 18,723	1,044 34,538	114 3,166	38.5 47.2

資料出所:厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課、千葉労働局職業安定部職業対策課  
 (注):上段は千葉県、下段は全国

# 民間企業における実雇用率と雇用されている障害者の推移(各年6月1日現在)

- 民間企業の雇用障害者数は8,584.0人と過去最高を更新(全国も43万1,225.5人と過去最高を更新)
- 実雇用率は1.77%(全国は1.82%)
- ※民間企業の法定雇用率は、平成25年4月1日から2.0%に引き上げ



資料出所: 厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課、千葉労働局職業安定部職業対策課

(注1): 雇用義務のある企業(56人以上規模の企業、平成25年4月より50人以上規模の企業)についての集計である。

(注2): 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の導入、除外率の引き下げ等)があったため、平成23年と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない状況である。